

2018(平成 30)年 2 月 28 日

トランポリン関係者の皆様

公益財団法人日本体操協会  
トランポリン委員長 福井卓也  
シャトル競技部長 古 幸江  
障がい者トランポリン部長 齋藤安江

### 「全国シャトル競技大会」および「障がい者交流大会」出場選手の登録について

日本体操協会では、本会主催「全国シャトル競技大会」および「障がい者交流大会」の2大会の出場選手について、その対応を整理できていなかったことから、2017(平成 29)年度は、選手登録をせずに大会参加を認めました。この度、その対応が「2018(平成 30)年度より選手登録を前提に参加申込を行う」こととなりましたのでお知らせいたします。

つきましては、当該大会の参加希望者は参加申込の前に、JGA-WEB システムにより、2018(平成 30)年度のトランポリンの団体チーム登録と選手登録をお願いいたします。登録の概要は次のとおりとなります。

#### [変更の経緯]

2018 年 1 月 21 日に開催されました本会地域委員会ブロック合同会議にて検討した結果、トランポリンシャトル競技の今後の普及発展を全国規模で広げるため、標記大会参加選手は、選手登録を行うことと決定し、2018 年 2 月 15 日開催の本会常務理事会にて報告・承認されました。何とぞご理解いただきたくお願いいたします。

#### [選手登録方法概要]

選手としての登録区分は次の3種類があります。該当の区分をご確認ください。

##### 1. 指導者で大会出場を希望する方

所属区分「選手・指導者」として登録してください。なお、「指導者」として登録してしまった場合、一旦、所属チームから退会し、改めて「選手・指導者」として登録します。その際、追加料金はかかりません。

##### 2. 指導者ではなく大会出場を希望する方

指導者の資格がない方は、所属区分「選手」として登録してください。なお、年度中に「普及指導員資格」または「コーチ資格」を取得した場合は、一旦、所属チームから退会し、あらためて「選手・指導者」として登録します。その際は指導者登録料との差額が発生し、その支払いが必要です。

### 3. その他の登録者で大会出場を希望する方

役員や審判員資格の登録者は、指導者の方は「選手・指導員」の登録を、指導者でない方は「選手」の登録が必要です。該当する所属区分で登録してください。役員登録の方は、最高額制が適用され、既に支払っている登録料が選手としての登録料を上回っている場合、追加料金はかかりません。審判員の資格登録者は選手としての登録料が全額かかります。

#### ※選手、指導者登録料一覧

所蔵区分・年齢区分		登録料(円)
選手	小学生	1,000
	中学生	1,000
	高校生	1,200
	大学生	1,500
	社会人	1,500
指導者		2,500
選手・指導者(兼)		2,500

※上記登録料のほか、各都道府県体操協会が設定する登録料、振込手数料等がかかります。

※日本体操協会のトランポリン団体登録料は不要ですが、都道府県体操協会の設定により費用の発生するところもあります。詳しくは管轄の都道府県協会にお問合せください。

※「トランポリンコーチ資格」または「普及指導員資格」の登録は別途手続きが必要です。

※登録規程は下記よりご確認いただけます。

<http://www.jpn-gym.or.jp/wp-content/uploads/2016/05/jgareg05.pdf>

登録の手続き方法等ご不明な点がございましたら下記までお問合せください。

日本体操協会 事務局 大原 [ohara@jpn-gym.or.jp](mailto:ohara@jpn-gym.or.jp)

以上